

(別紙)

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年2月23日

北九州市長 北橋 健治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ① 山田地区
- ② 若松地区
- ③ 大鳥居地区
- ④ 香月地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

(単位：経営体)

区域（地区）名	法人	個人	集落営農（任意組織）
① 山田地区	0	9	0
② 若松地区	2	28	0
③ 大鳥居地区	0	1	0
④ 香月地区	1	2	0

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない。（①～④の各地区共通）

(別紙)

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける（①～④の各地区共通）

6. 地域農業の将来のあり方

① 山田地区

- ・山田地区は平成25年度より基盤整備に着手している。
- ・農道・用排水路・ほ場を一体的に整備する事で、効率的な農業を続けることができる。
- ・農地の有効活用及び集積を図り、農業所得の向上を目指す。

② 若松地区

- ・担い手への農地集積を目指す。

③ 大鳥居地区

- ・担い手への農地集積を目指す。

④ 香月地区

- ・担い手への農地集積を目指す。